

平成15年6月11日
周南社協要綱第2号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
高額療養費貸付要綱

一部改正 平成18年10月18日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、高額療養費の支払のため、生活が困難な者に対し貸付資金の範囲内で高額療養費を貸し付けることにより、その世帯の生活安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高額療養費」とは、次の各号の保険法に定める高額療養費をいう。

(1) 国民健康保険法

(2) 周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める各保険法
(貸付の対象)

第3条 第1条に規定する貸付は、次の各号の要件をいずれも満たすものに対して行う。

(1) 周南市に住所を有し、かつ住民票に記載されている者

(2) 高額療養費に該当し、その支払資金を緊急に必要とする者

第2章 請求書に基づく貸付

(貸付額)

第4条 資金の貸付額は、高額療養費として支給される額とする。

(貸付利子)

第5条 貸付金は無利子とする。

(貸付申請)

第6条 資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は次の各号に掲げる関係書類を高額療養費借入申込書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に添えて、会長に提出するものとする。

(1) 医療機関の発行する請求書の写

(2) 高額療養費支給申請書（受領委任状を含む）

(3) 高額療養費請求書（様式第2号）

(4) 高額療養費貸付金借入契約書（様式第3号）

(貸付の決定)

第7条 会長は前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し貸付の適否を決定する。

2 会長は貸付が適当と認めた場合は、医療機関の指定する預金口座へ振込むとともに高額療養費貸付決定通知書（様式第4号）を送付するものとする。

3 会長は貸付が不相当と認めた場合は、高額療養費貸付不承認決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（貸付金の交付）

第8条 貸付金は診療報酬額が決定された後、直ちに医療機関の指定する預金口座に振り込むとともに、医療機関に通知するものとする。

第3章 その他

（貸付決定の取消）

第9条 会長は貸付決定を受けたものが次の各号に該当するときは、その決定を取り消すことができる。

（1）虚偽その他の不正な手段により貸付の決定を受けたとき

（2）その他不相当と認められる事実を発見したとき

（貸付金の返還）

第10条 会長は前条の規定により貸付決定の取り消しをしたときは、高額療養費貸付決定取消通知書（様式第6号）を当該申請者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、直ちに貸付金を返還しなければならない。

（償還方法）

第11条 この貸付金にかかる償還は、当該保険機関からの入金をもって償還されたものとする。

（施行細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則（平成15年6月11日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

2 この要綱の施行の前日までに、社会福祉法人徳山市社会福祉協議会高額療養費貸付要綱、社会福祉法人新南陽市社会福祉協議会高額療養費貸付事業要綱、社会福祉法人熊毛町社会福祉協議会高額療養費つなぎ資金貸付規程、社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会高額療養費貸付要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年10月18日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日以降の診療分から適用する。

(様式第1号)

高額療養費借入申込書

(年 月分)

※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日	受付番号	号		
①被保険者の記号・番号		②保険証の世帯主又は被保険者の氏名					
③療養者氏名と生年月日		大・昭・平 年 月 日	④申請者との続柄				
⑤療養を受けた病院等の名称と所在地	名 称						
	所在地						
⑥⑤の病院等で療養を受けた期間	平成 年 月 日 から 同月 日 まで 日間						
⑦ 高額療養費貸付要綱に基づき、上記のとおり資金を借り受けたいので、市民税（課税／非課税）に関する調査に同意し、関係書類を添えて申請します。							
平成 年 月 日							
(あて先) 社会福祉法人 周南市社会福祉協議会会長							
借入申請者 保険証の世帯主 又は被保険者		住 所 周南市 氏 名 _____ ⑤					
※課税・非課税の区別 一般・上位所得者・非課税		※申請回数 () 回目		※期間合算の有無 有 ・ 無			
※世帯合算の有無 有 ・ 無							
※貸付予定額算定式 自己負担額 <input type="checkbox"/> 80,100 + (_____ - 267,000) × 0.01 = (_____) <input type="checkbox"/> 150,000 + (_____ - 500,000) × 0.01 = (_____) <input type="checkbox"/> (_____) 貸付予定額 保険適用額 _____ 自己負担額 _____ 貸付予定額 _____ (_____) - (_____) = (_____)							
貸付予定額			貸付決定額 (/)				
※決裁	区分	支部長	合 議		係	市	処 理 要 旨
	丁						貸付 [承認・不承認] 決定いたしたく

①から⑦までについてのみ記入して下さい。※については記入しないで下さい。

一部改正 (平成18年10月18日)

(様式第5号)

平成 年 月 日

様

社会福祉法人
周南市社会福祉協議会
会長 ⑩

高額療養費貸付不承認決定通知書

先に借入申請があった高額療養費貸付は、貸付不承認と決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

療 養 者 氏 名	
該 当 月	平成 年 月分
貸 付 金 額	
理 由	

一部改正（平成18年10月18日）

(様式第6号)

平成 年 月 日

様

社会福祉法人
周南市社会福祉協議会
会長 ⑩

高額療養費貸付決定取消通知書

平成 年 月 日付で決定いたしました高額療養費貸付は、下記のとおり取消となりましたので、ただちに返還して下さい。

記

療 養 者 氏 名	
該 当 月	平成 年 月分
貸 付 金 額	
理 由	

一部改正 (平成18年10月18日)

(様式第3号)

高額療養費貸付金借入契約書

平成 年 月 日

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会会長 様

住所
借受人
(申請者)
氏名

印

借受人は、下記約定を承認のうえ、社会福祉法人周南市社会福祉協議会高額療養費貸付要綱に基づき、標記貸付金を借り受けます。

記

1. 借入金額は高額療養費支給額とし、貴会が発行する高額療養費貸付決定通知書に記載された金額とすることに異議ありません。
1. 貸付金の支払方法は、貴会がこの貸付の対象とした高額療養費に対する債権を有する医療機関の預金口座への振り込みによって実施されることについて異議ありません。
1. 貴会が代理受領した高額療養費は、この借入金の償還金として充当されることについて異議ありません。

一部改正 (平成18年10月18日)

(様式第4号)

平成 年 月 日

様

社会福祉法人
周南市社会福祉協議会
会長 ⑩

高額療養費貸付決定通知書

先に借入申請があった高額療養費貸付は、下記のとおり決定し、当該医療機関の指定口座へ振り込みいたしましたので、お知らせいたします。

記

療 養 者 氏 名	
該 当 月	平成 年 月分
貸 付 金 額	

一部改正（平成18年10月18日）